

柔道整復療養費の適正化について

目次

1. 患者ごとに償還払いに変更できる事例について ……P. 2
2. 療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組みについて ……P. 21

1. 患者ごとに償還払いに変更できる事例について

【現状】

不正が「明らか」な患者及び不正の「疑い」が強い患者であっても、引き続き受領委任払いとされている。

- 社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会における「柔道整復療養費に関する議論の整理」(平成28年9月23日)において、「問題のある患者については、保険者において、受領委任払いではなく、償還払いしか認めないようにする権限を与えるべきとの意見があり、問題のある患者を特定する仕組みや事後的に償還払いとする場合の取扱いなど事務的に検討すべき点があり、今後の検討課題とする。」とされている。

対応方針(案)

不適切な患者の償還払いについては、不正が「明らか」な患者に加え、不正の「疑い」が強い患者も対象とする。

ただし、真に不適切な患者を対象を絞る観点から、「償還払いとする範囲」、「償還払いとするプロセス」について年末までに検討する。

○「患者ごとに償還払いに変更できる事例」に関して、以下のように実施することとしてはどうか。

① 目的

- ・ 施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認められる患者について、保険者が受領委任の取扱いを中止し、当該患者に対する施術を償還払いに変更できることとし、療養費の適正な支給を図る。
 - ・ 償還払いへの変更は保険者ごとに行うものであり、当該患者の加入保険者が変わった場合は、償還払いへの変更は引き継がれないこととする。

② 償還払いへの変更の対象となる事例

(1) 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の支給申請が行われた柔道整復師である患者

- ・ 自身に対する施術を行い、療養費の支給申請が行われた柔道整復師である患者について、自己施術は療養費の支給対象外となるが、現行では、その後の当該患者に対する施術は受領委任払いとなる。
- ・ 当該患者に対する施術について、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認するため、③の手続きにより、保険者が受領委任の取扱いを中止し、当該患者に対する施術を償還払いに変更できることとする。
 - ・ 保険者が自己施術を確認した場合は、受領委任の取扱いに係る協定・契約に基づき、地方厚生(支)局長又は都道府県知事に情報提供する。

(2) 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者・従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者

- ・ 自身の家族である柔道整復師による施術を繰り返し受け、又は自身の開設・勤務する施術所(特別な関係にある施術所を含む)の柔道整復師による施術を繰り返し受けている患者について、療養費支給の取扱いは保険者により異なるが、自家施術は、施術内容、療養費支給申請書等の信頼性が客観的に確保されにくい。
- ・ 当該患者に対する施術について、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認するため、③の手続きにより、保険者が受領委任の取扱いを中止し、当該患者に対する施術を償還払いに変更できることとする。
 - ・ ここでの「家族」、「特別な関係」、「繰り返し」について、個々の具体的な状況に応じて保険者が判断するものであるが、基本的には、「家族」とは同居又は生計を一にする者をいい、「特別な関係」とは以下のいずれかに該当する場合をいい、「繰り返し」とは自家施術が複数回行われることをいうものとする。
 - (イ) 施術所の開設者が、他の施術所の開設者と同一の場合
 - (ロ) 施術所の代表者が、他の施術所の代表者と同一の場合
 - (ハ) 施術所の代表者が、他の施術所の代表者の親族等の場合
 - (ニ) 施術所の役員等のうち、他の施術所の役員等の親族等の占める割合が10分の3を超える場合
 - (ホ) (イ)から(ニ)までに掲げる場合に準ずる場合(人事、資金等の関係を通じて、施術所が、他の施術所の経営方針に対して重要な影響を与えることができると思われる場合に限る)

(3) 保険者が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者

- ・ 患者照会については、受領委任の取扱いに係る協定・契約により、保険者は、療養費の支給を決定する際には、適宜、患者に施術の内容及び回数等を照会して、施術の事実確認に努めることとされている。また、「柔整療養費の被保険者等への照会について」(平成30年5月24日事務連絡)において、「不正の疑いの施術や多部位、長期、頻度が高い傾向があるなどの施術について、実際に施術を受けているかや外傷によるものかを確認するためのもの」とされ、「受診の抑制を目的とするような実施方法は厳に慎まれない」、「施術後照会まで相当期間が経過すると、被保険者等の記憶が曖昧になり照会の意義が薄れることから、適切な時期に実施するとともに、照会に当たって、患者に分かりやすい照会内容とし、また、記述しやすい回答欄とされたい」等、適切な実施方法が示されている。
- ・ 保険者が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者について、適切に行われた患者照会には回答がない場合は、施術の事実関係が確認できず、療養費の適正な支給に支障が生じることになる。
- ・ 当該患者に対する施術について、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認するため、③の手続きにより、保険者が受領委任の取扱いを中止し、当該患者に対する施術を償還払いに変更できることとする。
 - ・ ここでの「繰り返し」について、個々の具体的な状況に応じて保険者が判断するものであるが、基本的には、「繰り返し」とは複数回患者照会を行うことをいうものとする。

(4) 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

- ・ 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者について、施術が療養上必要な範囲及び限度で行われず、濃厚な施術となっているおそれがある。
 - ・ 当該患者に対する施術について、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認するため、③の手続きにより、保険者が受領委任の取扱いを中止し、当該患者に対する施術を償還払いに変更できることとする。
- ※ 受領委任の取扱いに係る協定・契約において、「施術は療養上必要な範囲及び限度で行うものとし、とりわけ、長期又は濃厚な施術とならないよう努めること」とされている。

(5) その他施術が療養上必要な範囲及び限度を超えている可能性のある患者

- ・ 例えば、非常に長期にわたり、かつ、非常に頻度が高い施術を受けている患者については、施術が療養上必要な範囲及び限度で行われず、長期に濃厚な施術となっているおそれがある。
- ・ 当該患者に対する施術について、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認するため、③の手続きにより、保険者が受領委任の取扱いを中止し、当該患者に対する施術を償還払いに変更できることとする。

・ ここでの「非常に長期にわたり、かつ、非常に頻度が高い施術」について、個々の具体的な状況に応じて保険者が判断するものであるが、基本的には、「非常に長期にわたり、かつ、非常に頻度が高い施術」とは3か月を超えて月10回以上の施術が継続していることをいうものとする。

※ 「令和2年度療養費等の頻度調査」において、初検月から治癒又は中止までの施術月数は、3か月までが8.5割程度、4か月以上が1.5割程度、支給月における後療回数は、10回までが9割程度、11回以上が1割程度となっている。

※ 「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について(通知)」(平成11年10月20日保険発139号)において、「特に7、8、9及び11については、施術所ごと又は請求団体ごとに3部位以上の施術、3ヶ月を超える施術、月10回以上の施術、同一施術所における同一患者の負傷と治療等を繰り返す施術、いわゆる『部位転がし』等の傾向があるものを分析するなど、重点的に審査するものとする。

(略)

7 多部位施術の算定に関すること。

8 長期施術の算定に関すること。

9 頻回施術の算定に関すること。

(略)

11 同一施術における同一患者の負傷と治療等を繰り返す施術、いわゆる『部位転がし』に関すること。」

とされている。

※ 「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」(平成24年3月12日保医発0312第1号、保保発0312第1号、保国発0312第1号、保後発0312第1号)において、「調査に当たって、多部位、長期又は頻度が高いとする具体的基準は設けていないが、例えば、3部位以上負傷の申請書、3ヶ月を超える長期継続(4ヶ月目以降)の申請書又は施術回数が頻回傾向(1月あたり10~15回以上が継続する傾向がある場合)の申請書に対して、文書照会や聞き取り等を実施するなど、施術の状況等を確認し支給の適正化に努められたいこと。」とされている。

※ 受領委任の取扱いに係る協定・契約において、「施術は療養上必要な範囲及び限度で行うものとし、とりわけ、長期又は濃厚な施術とならないよう努めること」とされている。

○自己施術

・「保険診療の理解のために【医科】(令和3年度)」（厚生労働省保険局医療課医療指導監査室）において、「医師が、自身に対して診察し治療を行うことを『自己診療』といい、健康保険法等に基づく現行の医療保険制度は、被保険者、患者(他人)に対して診療を行う場合についての規定であるとされていることから、自己診療を保険診療として行うことについては認められていない。保険診療として請求する場合は、診療を受ける医師自身が勤務する保険医療機関であっても、他の保険医に診察を依頼し、診療を受ける必要がある。」とされている。

○自家施術

・「保険診療の理解のために【医科】(令和3年度)」（厚生労働省保険局医療課医療指導監査室）において、「医師が、医師の家族や従業員に対し診察し治療を行うことを『自家診療』という。自家診療を保険診療として行う場合については、加入する医療保険制度の保険者により取扱いが異なるようである。認められる場合についても、診療録を作成し、必ず診察を行い、その内容を診療録に記載し、一部負担金を適切に徴収するのは当然である。無診察投薬、診療録記載の省略、一部負担金を徴収しない等の問題が起こりやすいため、診察をする側、受ける側ともに注意が必要である。」とされている。

○家族

・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第3号)において、「同一グループの保険薬局(財務上又は営業上若しくは事業上、緊密な関係にある範囲の保険薬局をいう。以下同じ。)の勤務者(常勤及び非常勤を含めた全ての職員をいう。)及びその家族(同一グループの保険薬局の勤務者と同居又は生計を一にする者をいう。)の処方箋」とされている。

○特別な関係

・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第1号)において、「当該保険医療機関等と他の保険医療機関等の関係が以下のいずれかに該当する場合に、当該保険医療機関等と当該他の保険医療機関等は特別な関係にあると認められる。

- (イ) 当該保険医療機関等の開設者が、当該他の保険医療機関等の開設者と同一の場合
- (ロ) 当該保険医療機関等の代表者が、当該他の保険医療機関等の代表者と同一の場合
- (ハ) 当該保険医療機関等の代表者が、当該他の保険医療機関等の代表者の親族等の場合
- (ニ) 当該保険医療機関等の理事・幹事・評議員その他の役員等のうち、当該他の保険医療機関等の役員等の親族等の占める割合が10分の3を超える場合
- (ホ) (イ)から(ニ)までに掲げる場合に準ずる場合(人事、資金等の関係を通じて、当該他の保険医療機関等が、他の保険医療機関等の経営方針に対して重要な影響を与えることができると認められる場合に限る。）」とされている。

③ 償還払いに変更する場合の手続き

(1) 保険者による被保険者への事前の周知

- ・ 保険者は被保険者に、②の「償還払いへの変更の対象となる事例」の類型等について、予め周知するものとする。

(2) 保険者から患者及び施術管理者に対する「償還払い注意喚起通知」の送付

- ・ 保険者は、②の「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当すると考えられる患者を確認した場合は、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、「償還払い注意喚起通知」(標準様式を定める)を送付する。
 - ・ ②(1)の「自己施術に係る療養費の支給申請が行われた柔道整復師である患者」の場合は、保険者は、③(2)及び(3)の手続きを経ることなく、(4)の「償還払い変更通知」の送付を行うことができることとする。

(3) 保険者による患者への確認

- ・ 保険者は、(2)の当該患者について、「償還払い注意喚起通知」を送付した月の翌月以降に、同様の施術及び療養費の支給申請が行われ、なお「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当すると考えられる場合は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものか等の説明を求める。
- ・ ②(3)の「保険者が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者」の場合は、保険者からの連絡が適切に伝わっていないことも考えられるため、保険者は、文書だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、患者照会に回答しない理由とともに、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものか等の説明を求める。

※ 「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」(平成24年3月12日保医発0312第1号、保保発0312第1号、保国発0312第1号、保後発0312第1号)において、「申請書の記載内容と患者からの回答内容とが一致しなかったものなど、申請内容に疑義が生じたものについては、文書だけによらず電話又は面会により、患者に対し、再照会を行い、疑義を解消するよう十分な調査に努めること」とされている。

(4) 保険者から患者及び施術管理者に対する「償還払い変更通知」の送付

- ・ 保険者は、(3)の確認の結果、当該患者について、状況が改善されないなど、なお「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、「償還払い変更通知」(標準様式を定める)を送付する。
- ・ ②(3)の「保険者が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者」の場合は、保険者からの連絡が適切に伝わっていないことも考えられるため、保険者は、「償還払い変更通知」の送付だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、償還払いに変更となること、施術を受ける場合は施術所に「償還払い変更通知」を提示すること等を説明する。

(5) 償還払いの実施

- ・ 保険者は、(4)の当該患者について、「償還払い変更通知」が到着した月の翌月以降に行われる施術については、受領委任の取扱いを中止し、当該患者に対する施術を償還払いに変更する。
- ・ (4)の当該患者は、「償還払い変更通知」が到着した月の翌月以降に施術を受ける場合は、施術所に「償還払い変更通知」を提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、償還払い用の支給申請書(標準様式を定める)により、自身で保険者に療養費の支給申請を行う。(この旨を「償還払い変更通知」に記載する)
- ・ (4)の「償還払い変更通知」が到着した施術所の施術管理者は、当該患者について、「償還払い変更通知」が到着した月の翌月以降に行う施術については、受領委任の取扱いを中止し、当該患者から施術料金を全額徴収した上で、償還払い用の支給申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該患者に手交する。(この旨を「償還払い変更通知」に記載する)
 - ・ (4)の「償還払い変更通知」が到着した施術所において、「償還払い変更通知」が到着した月の翌月以降に当該患者に行う施術について、施術管理者が保険者に療養費の支給申請を行った場合は、保険者は、施術管理者に支給申請書を返戻する。
- ・ (4)の「償還払い変更通知」の送付対象外の施術所において、当該患者から「償還払い変更通知」の提示を受けた場合は、施術管理者は、当該患者の受領委任の取扱いを中止し、当該患者から施術料金を全額徴収した上で、償還払い用の支給申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該患者に手交する。
 - ・ (4)の「償還払い変更通知」の送付対象外の施術所において、当該患者が施術所に「償還払い変更通知」を提示しなかったことにより、施術管理者が保険者に療養費の支給申請を行った場合は、保険者は、一度の支給申請に限り、受領委任の取扱いによって当該施術管理者に療養費を支払うとともに、当該患者に対する施術が償還払いとなっていることを当該施術管理者に通知する。

④ 受領委任の取扱いを再開する場合の手続き

(1) 保険者から患者及び施術管理者に対する「受領委任払い再開通知」の送付

- ・ 保険者は、③(5)の当該患者について、状況が改善されるなど、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要がないと考えられる場合は、当該患者及び③(4)及び(5)により償還払いへの変更を通知した施術管理者に対して、「受領委任払い再開通知」(標準様式を定める)を送付する。

(2) 受領委任の取扱いの再開

- ・ 保険者は、(1)の当該患者について、「受領委任払い再開通知」に記載した受領委任の取扱いの再開月以降に行われる施術については、当該患者の施術を受領委任の取扱いとする。
- ・ (1)の当該患者は、「受領委任払い再開通知」に記載された受領委任の取扱いの再開月以降に施術を受ける場合は、施術所に「受領委任払い再開通知」を提示する。(この旨を「受領委任払い再開通知」に記載する)
- ・ (1)の「受領委任払い再開通知」が到着した施術所の施術管理者は、当該患者について、「受領委任払い再開通知」に記載された受領委任の取扱いの再開月以降に行う施術については、受領委任の取扱いとする。(この旨を「受領委任払い再開通知」に記載する)

⑤ 関連通知の改正及び施行時期

- ・ 関連通知を改正した上で、患者への周知や保険者の準備等に一定の期間を要するため、通知発出から一定の経過措置期間後に施行することとする。

令和4年1月31日第19回柔道整復療養費検討専門委員会における主なご意見

【患者ごとに償還払いに変更できる事例について】

- ・現在すでに、柔整審査会、面接確認委員会、指導監査の仕組みがあり、これらの取組を行えば、「患者ごとの償還払いへの変更」を行う必要はないのではないか。
- ・対象患者を確認できるのは協会けんぽだけであり、他の保険者は対象患者を確認できないのではないか。
- ・不正が疑われる段階で患者を償還払いとすることは、不相当ではないか。
- ・「自家施術を繰り返し受けている患者」について、自家施術の中には、適切に施術が行われ、適切に療養費が請求されているものもあるのではないか。
- ・「保険者が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者」について、患者照会への回答がないのは、患者照会が適切に行われていないことが問題なのではないか。平成30年5月の患者紹介についての事務連絡を再度周知すべき。
- ・「複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者」については、施術所からは分からない。
- ・「非常に長期にわたり、かつ、非常に頻度が高い施術を受けている患者」について、患者の症状・経過は様々であり、一律の期間や回数で償還払いに変更することは適切ではない。
- ・患者ごとに償還払いに戻す仕組みは事務局案に賛同。不支給の基準ではなく、患者ごとに償還払いで確認するための基準であり、長期施術は3か月超、頻回施術は月10回以上も妥当な基準。患者照会に回答しない患者も、非常に丁寧な手続きになっており、この案で本日決めるべき。受領委任協定等の規定に手続きをいれることでトラブルは生じない。
- ・柔整審査会において疑義がある支給申請はしっかり議論しているが、今回、さらに適切な医療費の支払い、限りある医療資源を適切に使っていく観点から、一定の基準で事実確認した上で、患者ごとに償還払いとする仕組みは賛成。
- ・患者ごとの償還払いは、対象者をかなり限定的にしている。患者照会に回答しない患者には、今まで有効な手段がなかったことで、患者ごとに償還払いとする案は理にかなっている。
- ・健保組合への研修や点検事業者とのヒアリングなどを行っており、点検事業者の在り方と患者ごとの償還払いは切り離して議論する必要。



○「患者ごとに償還払いに変更できる事例」について、事務局において受領委任協定・契約の改正案を作成した上で関係者と調整を行い、次回の柔整療養費検討専門委員会で議論を行うこととなった。

「患者ごとに償還払いに変更できる事例」に関する前回(1/31)の専門委員会におけるご意見に対する考え方①

ご意見	患者ごとの償還払いへの変更の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在すでに、柔整審査会、面接確認委員会、指導監査の仕組みがあり、これらの取組を行えば、「患者ごとの償還払いへの変更」を行う必要はないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の柔整審査会や面接確認委員会による審査・確認、地方厚生局長及び都道府県知事による指導監査については、主に、個々の支給申請や施術所に着目して、療養費の不正・不当な請求の是正を図る取組である。 ・ 「<u>患者ごとの償還払いへの変更</u>」については、<u>患者に着目して、療養費の適正な支給を図るための事前の取組として、その後の施術の必要性を個々に確認する必要がある患者について、一定の基準で対象となる患者を限定し、一定の手続きを行った上で、保険者が患者ごとに償還払いに変更できることとするもの</u>。現在の柔整審査会や面接確認委員会による審査・確認、地方厚生局長及び都道府県知事による指導監査を行えば、「患者ごとの償還払いへの変更」を行う必要がないというものではない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象患者を確認できるのは協会けんぽだけであり、他の保険者は対象患者を確認できないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者が対象となる患者を確認した場合に、一定の手続きを行った上で、患者ごとに償還払いに変更できることとするもの。 ・ 保険者が対象となる患者を確認できない場合は、受領委任の取扱いを継続すればよいもの。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正が疑われる段階で患者を償還払いとすることは、不適當ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養費の適正な支給を図るための事前の取組として、その後の施術の必要性を個々に確認する必要がある患者について、一定の基準で対象となる患者を限定し、償還払い注意喚起通知の送付、事実関係の確認、償還払い変更通知の送付等の一定の手続きを行った上で、保険者が患者ごとに償還払いに変更できることとするものであり、適切なもの。

「患者ごとに償還払いに変更できる事例」に関する前回(1/31)の専門委員会におけるご意見に対する考え方②

ご意見	患者ごとの償還払いへの変更の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 「自家施術を繰り返し受けている患者」について、自家施術の中には、適切に施術が行われ、適切に療養費が請求されているものもあるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 自家施術については、療養費支給の取扱いは保険者により異なるが、施術内容、療養費支給申請書等の信頼性が客観的に確保されにくいことから、「自家施術を繰り返し受けている患者」について、一定の手続きを行った上で、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合に、保険者が患者ごとに償還払いに変更できることとするもの。 自家施術でも、適切に施術が行われ、適切に療養費が請求されており、その後の施術の必要性を個々に確認する必要がないと考えられる場合は、償還払いに変更されない。
<ul style="list-style-type: none"> 「保険者が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者」について、患者照会への回答がないのは、患者照会が適切に行われていないことが問題なのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>保険者が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者</u>」については、<u>患者照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても回答しない患者</u>であり、また、償還払いへの変更までに、保険者は、当該患者に対して、<u>償還払い注意喚起通知の送付、電話又は面会による事実関係の確認、償還払い変更通知の送付だけによらない電話又は面会による説明を行うこととして、丁寧な手続き</u>としている。 「<u>柔整療養費の被保険者等への照会について</u>」(平成30年5月24日事務連絡)について、<u>明細書の義務化に併せて改正し</u>(患者照会において、明細書の提出を求め、明細書の提出がないことのみをもって不支給決定をすることは適切ではないこと(現行の領収証と同様の取扱い))、<u>同事務連絡を再度周知</u>する。
<ul style="list-style-type: none"> 「複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者」については、施術所からは分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者」については、施術所からは分からないものであり、保険者が、対象となる患者を確認した場合に、施術所に対する償還払い注意喚起通知の送付や償還払い変更通知の送付を含め、一定の手続きを行った上で、患者ごとに償還払いに変更できることとするもの。
<ul style="list-style-type: none"> 「非常に長期にわたり、かつ、非常に頻度が高い施術を受けている患者」について、患者の症状・経過は様々であり、一律の期間や回数で償還払いに変更することは適切ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>非常に長期にわたり、かつ、非常に頻度が高い施術を受けている患者</u>」について、施術が療養上必要な範囲及び限度で行われず、長期に濃厚な施術となっているおそれがあり、患者ごとに償還払いに変更できる<u>対象患者の基準</u>については、引き続き検討することとする。

健康保険組合連合会が行う健保組合や点検事業者の研修

- 健康保険組合連合会においては、「柔整療養費の被保険者等への照会について」(平成30年5月24日事務連絡)の発出以降、厚生労働省と連携し、柔整療養費に関する健保組合を対象とした研修や、点検事業者を対象とした研修において、同事務連絡の内容を含め、患者照会等に関する注意を行っている。

※ 研修資料は、同事務連絡の内容をまとめた厚生労働省資料、厚生労働省の通知・事務連絡

<「柔整療養費の被保険者等への照会について」(平成30年5月24日事務連絡)の内容をまとめた厚生労働省資料>

患者調査の留意事項

- 患者調査は、保険者の裁量において実施されるものであり、調査の対象や手法等を著しく制限するようなことはしていない。
- しかし、調査の目的は、不正の疑いのある施術等についての被保険者等への確認のために実施するものであり、受診の抑制を目的とするような実施方法は厳に慎まなければならない、調査にあたって留意すべき事項もある。

1 照会対象の選定

調査に当たって、多部位、長期又は頻度が高いとする具体的基準は設けていないが、例えば、3部位以上負傷の申請書、3ヵ月を超える長期継続(4ヵ月目以降)の申請書又は施術回数が増加傾向(1月当たり10~15回以上が継続する傾向がある場合)の申請書に対して、文書照会や聞き取り等を実施するなど、施術の状況等を確認し支給の適正化に努められたいこと。(4課長通知)

被保険者等への文書照会について、照会が不要と思われる請求(例えば、照会すべき理由がない月に1回、1部位の施術の請求)についてまで照会を行っているという例や悉皆による照会を行っている例があると指摘されている。

被保険者等への文書照会については、不正の疑いのある施術や多部位、長期、頻度が高い傾向がある、又はいわゆる部位転がし(同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す)といった照会が必要な施術について照会することとされたい。(平成30年5月24日付事務連絡)

Check!!

必要性等に基づいた患者調査を健保組合に提案できているか?
⇒照会の対象は健保組合が決めることであるが、外部委託業者は、自らが有する専門的知識から効果的な患者調査の提案や、従前の調査に問題があれば助言をされたい。

患者調査の留意事項

2 照会の手法

被保険者等への照会の中には、相当程度前の施術について被保険者等の記憶が曖昧で事実確認ができない場合や、複数枚にわたる大部かつ詳細な照会や複数月分の照会に回答がない場合に、疑義を解消することができない又は審査情報が不足しているという理由で返戻の対象とする例があると指摘されている。(以下、略)

被保険者等への照会については、

- (1) 施術後照会まで相当期間が経過すると、被保険者等の記憶が曖昧になり照会の意義が薄れることから、適切な時期に実施するとともに、
- (2) 照会に当たって、患者に分かりやすい照会内容とし、また、記述しやすい回答欄とされたい。

具体的には、被保険者等への照会は、実際に施術を受けているかや外傷によるものかを確認するものであることから、施術期間・実日数や、負傷の原因・箇所(いつ、どこで、何をしているときに、どのようなことをして、どこを負傷したか)を確認するものとされたい。

- (3) また、申請書と被保険者等からの回答が一致しない場合には、不正が明らかであるなどの必要がない場合を除き、施術所等に照会を行い、疑義を解消するようにされたい。

その際、疑義の解消に必要な範囲での照会を行われるよう留意されたい。

(平成30年5月24日付事務連絡)

Check!!

患者調査は「適時」、「適切」に実施されているか?
⇒調査は患者の記憶に頼るものであり、調査のタイミングは適正な審査に資する。複数月分をまとめて調査することは改められたい。
⇒照会する項目はおのおの審査にどう活用するのか説明できるものでなければならない。

「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日保発0524第2号)の改正案①

＜受領委任協定における「患者ごとに償還払いに変更できる事例」に関する部分＞

○ 受領委任協定に以下を追加する。(受領委任契約も同様の改正を行う)

※ 目的、施行日は改正通知本文に記載し、細則は別途の通知・事務連絡に記載する。

第9章 患者ごとの償還払いへの変更

(保険者等の行う通知・確認等)

46 保険者等(注:保険者及び後期高齢者医療広域連合)が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い(以下「償還払い」という。)に変更することができること。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第5号の2とすること。

- (1) 保険者等は、被保険者及び被扶養者に対して、患者ごとの償還払いへの変更の対象となる患者類型等について予め周知すること。
- (2) 保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知(様式第9号及び第9号の2を標準とする。)を送付すること。
 - ① 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
 - ② 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
 - ③ 保険者等が、患者に対する35の照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者
 - ④ 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- (3) 保険者等は、(2)の対象患者について、償還払い注意喚起通知を送付した月の翌月以降に、同様の施術及び療養費の請求が行われ、なお(2)①から④までのいずれかに該当すると考えられる場合は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。なお、(2)③に該当する患者については、保険者等は、文書だけでなく、電話又は面会により、当該患者に対し、照会に回答しない理由とともに、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。
- (4) 保険者等は、(3)の対象患者について、(3)の確認の結果、状況が改善されないなど、なお(2)①から④までのいずれかに該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い変更通知(様式第10号及び第10号の2を標準とする。)を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に施術を受ける場合は、償還払い変更通知を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、自身で保険者等に療養費の請求を行うよう指導すること。なお、(2)③に該当する患者については、保険者等は、償還払い変更通知の送付だけでなく、電話又は面会により、当該患者に対し、償還払いに変更となること、施術を受ける場合は施術所に償還払い変更通知を提示すること等を説明すること。
- (5) 保険者等は、(2)①に該当する患者については、(2)及び(3)の手続きを経ることなく、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、(4)の償還払い変更通知を送付することができること。

「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日保発0524第2号)の改正案②

(償還払いの実施)

- 47 保険者等は、46(4)の対象患者について、償還払い変更通知が当該患者に到着した月の翌月以降に行われる施術については、受領委任の取扱いを中止し、償還払いに変更すること。
- 48 46(4)の償還払い変更通知が到着した施術所の施術管理者は、償還払い変更通知に記載された対象患者について、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に行う施術については、受領委任の取扱いを中止し、当該患者から施術料金を全額徴収した上で、当該患者が保険者等に療養費の請求を行うための申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該患者に手交すること。
- 49 46(4)の償還払い変更通知が到着していない施術所の施術管理者は、患者が償還払い変更通知を提示した場合は、当該患者に行う施術については、受領委任の取扱いを中止し、当該患者から施術料金を全額徴収した上で、当該患者が保険者等に療養費の請求を行うための申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該患者に手交すること。
- 50 46(4)の償還払い変更通知が到着していない施術所において、償還払いに変更となった患者が償還払い変更通知を提示しなかったことにより、当該患者に対する施術について、施術管理者が保険者等に療養費の請求を行った場合は、保険者等は、当該施術管理者に対して、当該患者が償還払いに変更となっていることを通知するとともに、当該通知が到着した月までに行われた施術については、受領委任の取扱いによって、当該施術管理者に療養費を支払うこと。

(受領委任の取扱いの再開)

- 51 保険者等は、47により償還払いに変更となった患者について、それぞれの状況に応じて定期的な確認を行い、受療状況や請求状況が改善されるなど、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要がないと考えられる場合は、当該患者並びに46(4)及び50により償還払いへの変更を通知した施術管理者に対して、受領委任払い再開通知(様式第11号及び第11号の2を標準とする。)を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、受領委任払い再開通知に記載した受領委任の取扱いの再開月以降に施術を受ける場合は、受領委任払い再開通知を施術所に提示するよう指導すること。
- 52 保険者等は、51の対象患者について、受領委任払い再開通知に記載した受領委任の取扱いの再開月以降に行われる施術については、受領委任の取扱いとすること。
- 53 51の受領委任払い再開通知が到着した施術所の施術管理者は、受領委任払い再開通知に記載された対象患者について、受領委任払い再開通知に記載された受領委任の取扱いの再開月以降に行う施術については、受領委任の取扱いとすること。

「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日保発0524第2号)の改正案④

償還払い注意喚起通知(被保険者等用)の標準様式(案)

償還払い注意喚起通知(施術管理者用)の標準様式(案)

(様式第9号の1)

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○
保 険 者 等 名 ○○○○○○

償還払い注意喚起通知(被保険者等用)
〔柔道整復施術療養費〕

あなたは、令和〇年〇月に(施術所名)において柔道整復の施術を受けていますが、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当する可能性がありますので、通知します。

あなたに対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

適切に柔道整復の施術を受けていただきますようお願いいたします。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、施術管理者が残りの費用を保険者等に請求する取扱い

記

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第9号の2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)
施術管理者 〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○
保 険 者 等 名 ○○○○○○

償還払い注意喚起通知(施術管理者用)
〔柔道整復施術療養費〕

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた(氏名)について、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当する可能性がありますので、通知します。

(氏名)に対する柔道整復の施術について、来月以降も、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更となる場合がありますので、ご注意ください。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、施術管理者が残りの費用を保険者等に請求する取扱い

記

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日保発0524第2号)の改正案⑤

償還払い変更通知(被保険者等用)の標準様式(案)

償還払い変更通知(施術管理者用)の標準様式(案)

(様式第10号の1)

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○
保 険 者 等 名 ○○○○○○

償還払い変更通知 (被保険者等用)
〔柔道整復施術療養費〕

あなたは、令和〇年〇月に(施術所名)において柔道整復の施術を受けていますが、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

○ あなたに対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更します。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、施術管理者が残りの費用を保険者等に請求する取扱い

○ つきましては、令和〇年〇月以降に柔道整復の施術を受ける場合は、この「償還払い変更通知(被保険者等用)」を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、償還払い用の支給申請書により、ご自身で(保険者名)まで療養費を請求してください。

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第10号の2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)
施術管理者 〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○
保 険 者 等 名 ○○○○○○

償還払い変更通知 (施術管理者用)
〔柔道整復施術療養費〕

令和〇年〇月に貴施術所において施術を受けた下記の(氏名)については、「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられることから、下記のとおり通知します。

記

○ (氏名)に対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月の施術分から、受領委任の取扱い※を中止し、償還払い(患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い)に変更します。

※ 受領委任の取扱い：患者は施術所に施術料金の一部を支払い、施術管理者が残りの費用を保険者等に請求する取扱い

○ つきましては、令和〇年〇月以降に(氏名)に施術を行う場合は、当該者から施術料金を全額徴収した上で、償還払い用の支給申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該者に手交してください。

<償還払いに変更する被保険者等>

住所 ○○○○○○○○
氏名 〇〇 〇〇

<償還払いへの変更の対象となる事例>

- 1 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- 2 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- 3 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日保発0524第2号)の改正案⑥

受領委任払い再開通知(被保険者等用)の標準様式(案)

受領委任払い再開通知(施術管理者用)の標準様式(案)

(様式第11号の1)

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○
保 険 者 等 名 ○○○○○○

受領委任払い再開通知(被保険者等用)
〔柔道整復施術療養費〕

あなたに対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月〇日付で送付した「償還払い変更通知」により、令和〇年〇月の施術分から償還払い※としたところですが、今般、改善が図られたと考えられることから、令和〇年〇月の施術分から、受領委任払い(患者は施術所に施術料金の一部を支払い、施術管理者が残りの費用を保険者等に請求する取扱い)を再開しますので、通知します。

つきましては、令和〇年〇月以降に柔道整復の施術を受ける場合は、この「受領委任払い再開通知(被保険者等用)」を施術所に提示してください。

※ 償還払い：患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

(様式第11号の2)

令和〇年〇月〇日

(施術所名)
施術管理者 〇〇 〇〇 様

保険者等の所在地 ○○○○○○○○
保 険 者 等 名 ○○○○○○

受領委任払い再開通知(施術管理者用)
〔柔道整復施術療養費〕

下記の(氏名)に対する柔道整復の施術について、令和〇年〇月〇日付で送付した「償還払い変更通知」により、令和〇年〇月の施術分から償還払い※としたところですが、今般、改善が図られたと考えられることから、令和〇年〇月の施術分から、受領委任払い(患者は施術所に施術料金の一部を支払い、施術管理者が残りの費用を保険者等に請求する取扱い)を再開しますので、通知します。

つきましては、令和〇年〇月以降に(氏名)に施術を行う場合は、受領委任の取扱いとしてください。

※ 償還払い：患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する取扱い

記

<受領委任払いを再開する被保険者等>
住所 ○○○○○○○○
氏名 〇〇 〇〇

(照会先)
保険者等名
電話番号
担当者

2. 療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み について

「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」
の目的・効果、療養費の請求・審査・支払手続き

【現状】

復委任団体の中に悪質な団体が存在。柔道整復療養費が私的に流用された事例もあり。

○ホープ接骨師会の事案(令和3年1月)

→前代表が資金を私的に流用したことにより、会員の柔道整復師への振り込みができなくなった事案

株式会社ホープ接骨師会は、前代表による資金の一部の私的に流用に端を発し、メインバンクに口座を凍結されたことで、会員の柔道整復師へ送金が行えない状況となった。

同会は令和3年1月25日付けの各会員宛ての書面で、「1月末に予定していた送金を実施できない」旨を説明したとの報道がされた。また、同年2月2日付けの各会員宛ての書面では、破産に至った経緯について、同社前代表による資金の私的に流用であったとしている。

本年1月に前代表は引責辞任し、同社は事業の再建に取り組んでいくこととしたが、メインバンクが口座を凍結したことにより破産手続きに入ることとなった。

現状の課題

受領委任の取扱規程に基づく療養費の請求は、各施術管理者から各保険者に対して行う必要があることから請求ルートが多数かつ複雑になっている。そのため、施術管理者の中には、当該請求事務を請求代行業者に行わせているケースがある。請求代行業者による不正事例により、療養費が施術管理者に支払われないことがある。

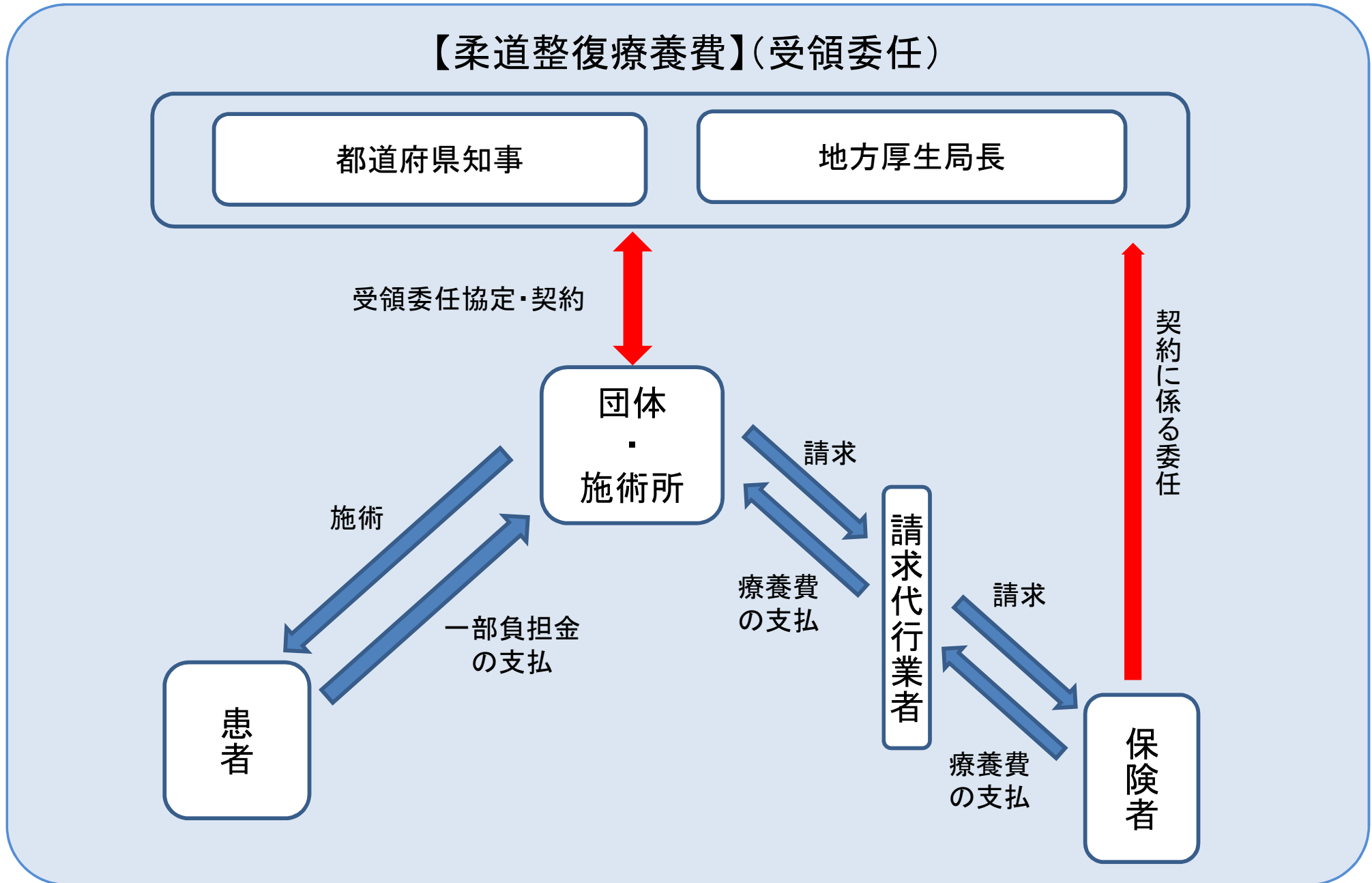
- ・ 施術管理者は、受領委任規程に基づき、地方厚生(支)局長と都道府県知事の指導・監査等に応じなければならない。一方、請求代行業者は受領委任規程の当事者ではないため、地方厚生(支)局長などによる指導・監査等のチェック機能が働かない。
- ・ 請求ルートが多数、かつ、複雑であることから、オンライン請求導入の検討が具体的に進まない。

対応方針(案)

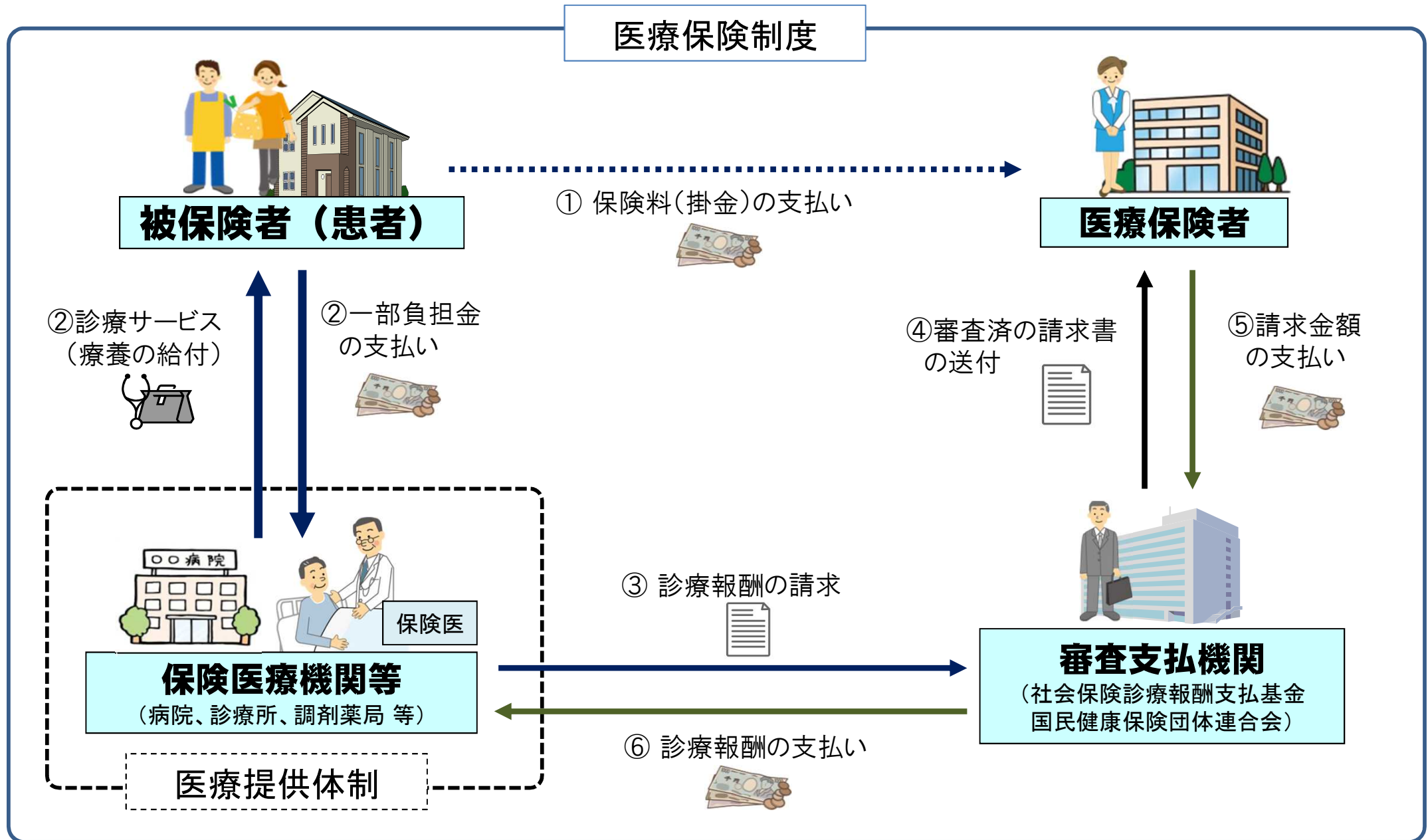
現状の課題を踏まえ、療養費を施術管理者に確実に支払うため、

- ・ 不正防止や事務の効率化・合理化の観点から、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みを検討。
- ・ 併せて、オンライン請求、オンライン資格確認につながる仕組みとできないか検討。

(参考) 受領委任払いにおける請求代行業者(復委任)について

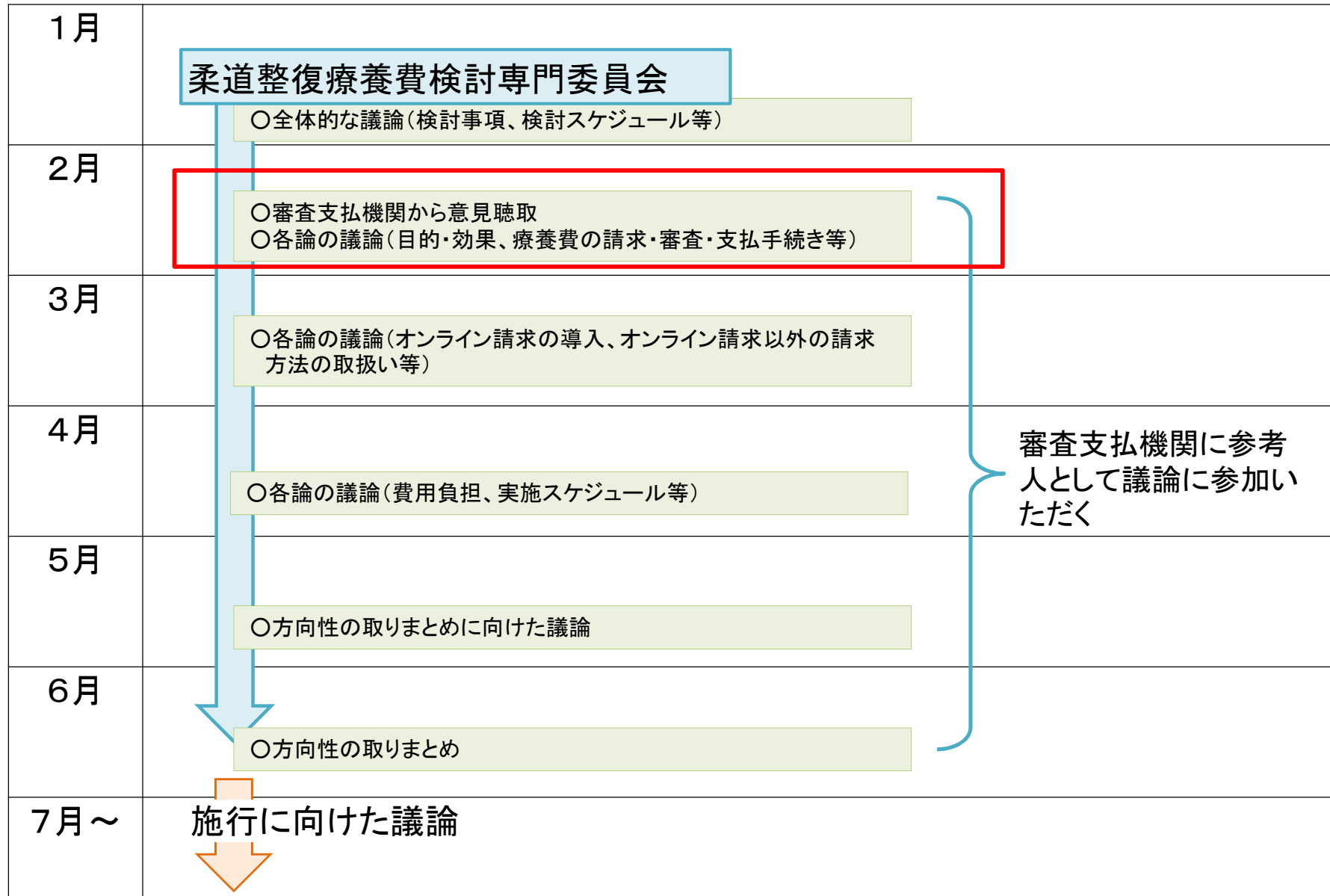


(参考) 医科等の審査支払の概要



○「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」に関して、以下のように、次回以降、審査支払機関からの意見聴取を行った上で、審査支払機関に議論に参加いただいて、検討を進めることとしてはどうか。

令和4年



○「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」に関して、以下について議論し、方向性を定めることとしてはどうか。

- ① 目的・効果
- ② 療養費の請求・審査・支払手続き
- ③ オンライン請求の導入
- ④ オンライン請求以外の請求方法の取扱い
- ⑤ 費用負担
- ⑥ 実施スケジュール
- ⑦ その他

<検討事項(案)の例>

① 目的・効果

② 療養費の請求・審査・支払手続き

- 施術管理者による療養費の請求先
- 審査支払機関の位置付け
 - ・ 審査支払機関による審査・支払い
 - ・ 柔整審査会の設置 等
- 保険者による支給決定の取扱い
- 審査を委託していない健保組合の取扱い
- 請求代行業者の取扱い
- 地方厚生(支)局長及び都道府県知事の指導・監査の取扱い 等

③ オンライン請求の導入

- オンライン請求の導入の工程表
- オンライン請求における療養費支給申請書
 - ・ 支給申請書の記載項目(施術、部位等のコード化等)
 - ・ 支給申請書の記録方式
 - ・ 患者による署名の取扱い 等
- オンライン請求におけるネットワークシステム
 - ・ 既存ネットワークか新規ネットワークシステムか
 - ・ ネットワークシステムの管理運営の主体・方法、利用ルール
 - ・ 情報管理・セキュリティ 等

④ オンライン請求以外の請求方法の取扱い

- オンライン請求における審査
 - ・ 審査方法(点検項目、審査内容、傾向審査・縦覧点検の取扱い、医科併給の取扱い等)
 - ・ 支給申請書の返戻の取扱い
 - ・ 支給申請書データの保管 等

⑤ 費用負担

- 光ディスク等を用いた請求の取扱い
 - 紙での請求の取扱い
 - ・ 紙での請求に対する経過措置
 - ・ 経過措置期間における紙での請求に対する審査・支払い 等
- ### ⑥ 実施スケジュール
- 審査支払機関による審査・支払いに係る費用負担
 - オンライン請求に係るシステム整備費、端末導入費、管理運営費 等

⑦ その他

- 受領委任払いに係る協定・契約の修正
- 共済組合の取扱い
- 医療扶助の取扱い 等

<目的・効果のイメージ(案)> ※ 今後議論し、方向性を定めるもの

○ 療養費の施術管理者への確実な支払い、請求代行業者による不正行為の防止

- ・ 施術管理者が審査支払機関に対して療養費の請求を行い、審査支払機関の柔整審査会において審査して、保険者が支給決定を行った上で、審査支払機関が施術管理者に対して療養費の支払いを行うとともに、地方厚生(支)局長と都道府県知事が施術管理者の指導・監査等を行うことにより、請求代行業者による不正を防止し、療養費を施術管理者に確実に支払う。

○ オンライン請求による施術所や保険者の事務の効率化、システム整備・運用の効率化

- ・ 審査支払機関の関与により請求・支払ルートを一本化し、オンライン請求の導入により、施術所や保険者の請求や支払い等の事務を効率化する。
- ・ 審査支払機関の関与により全国統一した請求・審査・支払システムを整備し、保険者や施術所の人員・コストを含め、全体としてシステム整備・運用を効率化する。

○ 審査の質の向上

- ・ 審査支払機関において審査を行い、審査基準の統一化、審査の効率化、審査の質の向上を図る。
- ・ コンピューターチェック、傾向審査、縦覧審査、突合審査等、審査の質の向上を図る。

○ より質が高く効率的な施術の推進

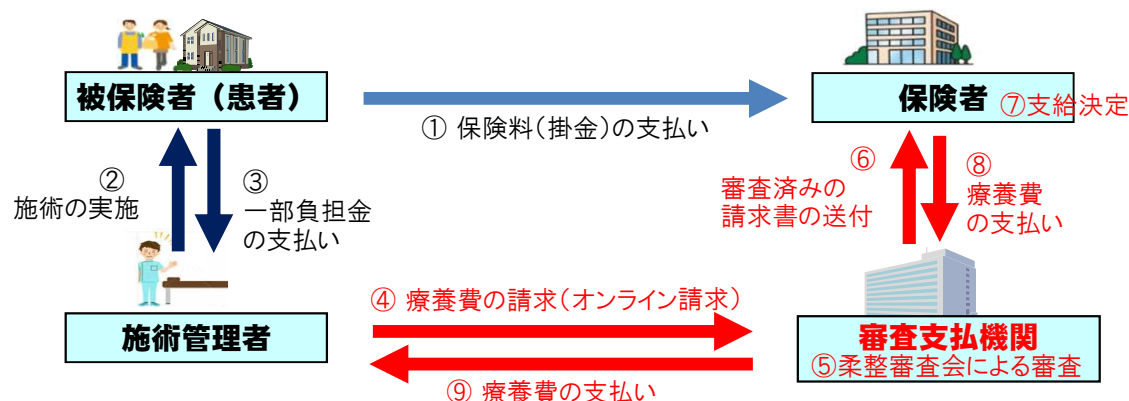
- ・ オンライン請求を導入し、そのデータ分析を通じて、より質が高く効率的な施術が推進される。

<療養費の請求・審査・支払手続きのイメージ(案)> ※ 今後議論し、方向性を定めるもの

○ 施術管理者は、審査支払機関に療養費を請求する。

○ 審査支払機関は、柔整審査会において審査を行った上で、施術管理者に療養費を支払う。

○ 併せて、オンライン請求を導入する。



Ⅱ それぞれの柱における規制改革の推進

4. 医療・介護・感染症対策

オ 社会保険診療報酬支払基金等における審査・支払業務の円滑化

【e: 令和3年度検討開始、令和4年度上期結論】

- e 柔道整復療養費について、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みを検討するとともに、併せてオンライン請求の導入について検討を行う。

I 受付に関する業務

1. 療養費の請求

都道府県柔道整復師会の会員である施術管理者は、支給申請書を保険者又は後期高齢者医療(以下「保険者等」という)ごとに取りまとめて、同会へ送付する。同会は、会員から提出のあった支給申請書を取りまとめて、国保・後期高齢者医療分は国保連に送付し、被用者保険分は被用者保険者に送付する。

同会の会員でない施術管理者は、保険者等ごとに取りまとめて、国保・後期高齢者医療分は国保連に送付し、被用者保険分は被用者保険者に送付する。

※ 都道府県柔道整復師会の会員でない施術管理者は、請求事務を請求代行業者に行わせている場合がある。

2. 支給申請書の受付

国保・後期高齢者医療に係る支給申請書は、国保連が受け付ける。被用者保険に係る支給申請書は、被用者保険者が受け付ける。

II 審査に関する業務

国保・後期高齢者医療に係る支給申請書は、国保連で点検事務を行い、国保連に設置されている柔整審査会において審査を行う。

協会けんぽに係る支給申請書は、協会けんぽ支部で点検事務を行い、協会けんぽ支部に設置されている柔整審査会において審査を行う。健保組合に係る支給申請書は、健保組合で審査を行う、又は、協会けんぽに委託して、協会けんぽで点検事務を行い、協会けんぽ支部に設置されている柔整審査会において審査を行う。共済に係る支給申請書は、共済で審査を行う。

※ 事務点検は、担当職員が行っている場合、業務委託している場合がある。

III 支払いに関する業務

国保・後期高齢者医療に係る審査後の支給申請書については、国保連から国保・後期高齢者医療に審査データを提供し、国保・後期高齢者医療が療養費の確定を行う。療養費の支払いは、国保連が都道府県柔道整復師会又は同会の会員でない施術管理者に行う場合、国保・後期高齢者医療が都道府県柔道整復師会又は同会の会員でない施術管理者に行う場合がある。

被用者保険に係る審査後の支給申請書については、被用者保険者が療養費の確定を行う(審査を協会けんぽに委託している健保組合には、協会けんぽから審査データを提供)。療養費の支払いは、被用者保険者が都道府県柔道整復師会又は同会の会員でない施術管理者に行う。

※ 都道府県柔道整復師会の会員でない施術管理者は、療養費の受け取りを請求代行業者に行わせている場合がある。

※ 基本的な業務の現状を記載しており、異なる取扱いとなっている都道府県もある。

令和4年1月31日第19回柔道整復療養費検討専門委員会における主なご意見

【療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み】

- ・「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」について、保険者側と施術者側が一緒にしっかりと立ち上げていかないと、医療従事者の中で取り残されてしまう。受領委任協定・契約に沿った形で対応することが重要。
- ・受領委任協定・契約では、患者が施術管理者に委任しており、施術管理者にきちんと振り込まれる本来の形にすることが重要。
- ・復委任団体も現行の取扱規程に則っている。現状の問題の議論と未来に向けた電子化の議論は分けて整理する必要。
- ・今後の議論の際、審査支払機関に設置する審査会に関する資料も必要。
- ・療養費を施術管理者に確実に支払うことは、受領委任払い制度の中で大変重要。オンライン請求や審査支払いシステムの導入も反対するものではない。ただし、オンライン請求、事務処理の標準化、システム化、費用負担等の課題も多い。国保総合システムの更改が令和6年度に予定されているが、現在開発を進めており、これにのせることは難しい。その先の更改は、現在の計画では令和8年度であるが、審査支払システムは支払基金と共同開発・共同利用となっており調整が必要。47の国保連合会との事務処理の標準化の調整も必要。国保は財政基盤が脆弱であり、開発費用・運用費用が大きな課題。スケジュールは、検討の進捗によってフレキシブルに対応してほしい。紙請求や媒体の請求では事務の効率化が図られず、全ての施術所がオンライン請求になることが前提。
- ・施術管理者に確実に支払うための仕組みについて、施術管理者と施術管理者の間に請求代行業者がでてきて事件が起きた。受領委任協定・契約がしっかりと運用・遵守されることが重要。オンライン請求の導入について、オンライン資格確認、マイナンバーカードの保険証利用につなげることが重要。
- ・支払基金改革が進む中で、新システムの開発・導入は大きな負担であり、紙レセプトの審査もあり得ない。国保連合会と支払基金が別のシステムで業務をばらばらでやるのではなく、連携して効率的なシステムを構築する必要。受領委任協定・契約は三者契約であり、費用負担は公平にしてほしい。費用対効果の高いものをつくらないと、健保組合は参加しないと思う。健保組合の参加は保険者の裁量とすべき。保険証はマイナンバーカードに切り替わり、健保組合は保険証を廃止する方向に進むので、あわせてオンライン資格確認も進めるべき。



○「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」について、検討スケジュールに沿って引き続き議論を行うこととなった。

「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」の目的・効果(案)

- 「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」について、今後各論の検討を進めていくが、その目的・効果は以下のようなものとして検討を進めることとしてはどうか。

<目的・効果(方向性(案))>

○ 療養費の施術管理者への確実な支払い、請求代行業者による不正行為の防止

- ・ 施術管理者が審査支払機関に対して療養費の請求を行い、審査支払機関の柔整審査会において審査して、保険者が支給決定を行った上で、審査支払機関が施術管理者に対して療養費の支払いを行うとともに、地方厚生(支)局長と都道府県知事が施術管理者の指導・監査等を行うことにより、請求代行業者による不正を防止し、療養費を施術管理者に確実に支払う。

○ オンライン請求による施術所や保険者の事務の効率化、システム整備・運用の効率化

- ・ 審査支払機関の関与により請求・支払ルートを一本化し、オンライン請求の導入により、施術所や保険者の請求や支払い等の事務を効率化する。
- ・ 審査支払機関の関与により全国的な請求・審査・支払システムを整備し、保険者や施術所の人員・コストを含め、全体としてシステム整備・運用を効率化する。

○ 審査の質の向上

- ・ 審査支払機関において審査を行い、審査基準の統一化、審査の効率化、審査の質の向上を図る。
- ・ コンピューターチェック、傾向審査、縦覧点検、突合点検等、審査の質の向上を図る。

○ より質が高く効率的な施術の推進

- ・ オンライン請求を導入し、そのデータ分析を通じて、より質が高く効率的な施術が推進される。

療養費の請求・審査・支払手続きの検討に当たっての基本的な考え方(案)

- 現在、審査支払機関においては、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会・国民健康保険団体連合会全体として効率的かつ統合的な審査支払の実現に向けて取り組んでいるところ。
- 療養費の請求・審査・支払手続きの検討に当たっては、審査支払機関改革の方向性も踏まえつつ、効率的・効果的な審査支払体制を構築する方向で検討することとしてはどうか。
- 保険者・施術所・審査支払機関の業務負担の軽減・効率化、手続の迅速化、審査の質の向上等に向けて、手続き・業務・システムの全国的な標準化、全ての施術所でのオンライン請求を目指す方向で検討を進めてはどうか。
- 関係者の手続き・業務・システムの見直しには一定の時間を要することを踏まえ、期限を区切りつつ、段階的な実施も含め、検討・実施スケジュールを検討してはどうか。

療養費の請求・審査・支払手続き(案) ①

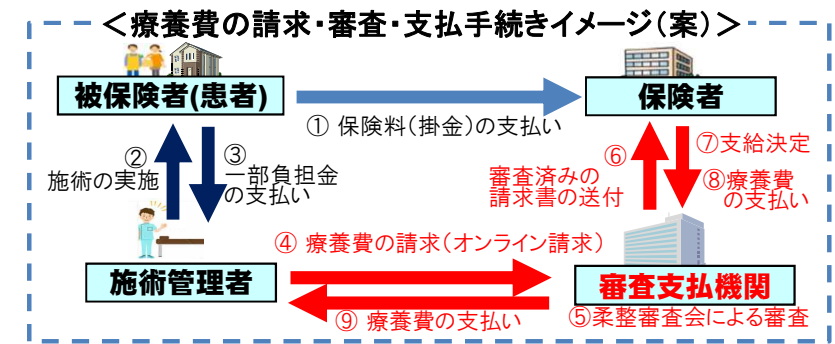
○ 療養費の請求・審査・支払手続きについて、以下のような方向で検討を進めてはどうか。

(1) 施術管理者による療養費の請求先(方向性(案))

- ・ 施術管理者は、療養費を請求しようとするときは、レセコン等のソフトウェアにより支給申請書を作成し、オンラインにより審査支払機関に請求する方向で検討してはどうか。

※ オンライン請求の在り方、それ以外の請求方法等は、次回以降に別途検討。

	請求先
方向性(案)	審査支払機関
現行	保険者、国保連合会
(参考)療養の給付	審査支払機関 (国保・後期:国保連合会、被用者保険:支払基金)



(2) 審査支払機関の位置付け(方向性(案))

- ・ 審査支払機関による請求受付・審査・支払いについて、受領委任協定・契約等に位置付ける方向で検討してはどうか。
- ・ 審査支払機関において、システムにより事務点検(形式審査、内容審査、傾向審査、縦覧点検、突合点検等)を実施し、これにより不適切な請求と疑われたものは柔整審査会で重点的に審査し、必要な場合は患者照会や面接確認委員会による面接確認を行った上で、審査結果を決定する方向で検討してはどうか。
- ・ 療養費の支払いは、審査支払機関から施術管理者に行う方向で検討してはどうか。
- ・ 請求受付・審査・支払いのシステム、システムによる事務点検、柔整審査会での審査等について、国保連合会と支払基金で対応することとする場合は、可能なものは共通化・共同化する方向で検討してはどうか。

※ 形式審査・・・記載内容に関する事項(支給申請書の記載誤り等)

※ 内容審査・・・施術内容に関する事項(支給対象者の具体的な負傷名、近接部位の考え方等)

※ 傾向審査・縦覧点検・・・同一施術所における施術傾向(多部位・長期・頻回施術の傾向、いわゆる部位転がしの傾向、同一施術所における同一患者の通算受療期間の傾向等)

(3) 保険者による支給決定や過誤調整の取扱い(方向性(案))

- ・ 保険者による支給決定や過誤調整の取扱いに関して、療養の給付と同様の業務処理とすることなどについて、関係者の業務負担の軽減・効率化、手続きの迅速化等の観点から、制度的な整理も含めて検討することとしてはどうか。

療養費の請求・審査・支払手続き(案)②

(4) 柔整審査会に審査を委託していない保険者の取扱い(方向性(案))

- ・ オンライン請求等による関係者全体の業務負担の軽減・効率化、手続の迅速化、全体としてシステム整備・運用の効率化等の観点から、受領委任協定・契約において、保険者は、療養費の請求受付・審査・支払いを審査支払機関に委託することを基本とする方向で検討してはどうか。

※ 健康保険法第76条第5項 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(5) オンライン請求への完全移行までの経過措置(方向性(案))

- ・ オンライン請求以外の請求方法は次回以降に別途検討するが、オンライン請求について期限を区切って計画的に進めることとし、オンライン請求に完全移行するまでの経過措置期間を設ける場合、経過措置期間中の紙での支給申請について、申請と審査に関する効率的な業務執行の観点から、紙での支給申請に対する審査・支払いの在り方、経過措置期間中の請求代行業務の取扱いについて検討することとしてはどうか。

※ なお、施術者団体においては、施術所に対するオンライン請求の技術的なサポート、柔道整復師の技能向上支援等が求められることが考えられるのではないか。

(6) 地方厚生(支)局長及び都道府県知事の指導・監査の取扱い(方向性(案))

- ・ 地方厚生(支)局長及び都道府県知事による指導・監査については、受領委任協定・契約により、傾向審査、縦覧点検等に基づく柔整審査会からの情報提供等を踏まえて行うことについて検討してはどうか。

療養費の請求・審査・支払手続き(案) ③

＜療養費の請求・審査・支払の業務フローのイメージ(方向性(案))＞

審査支払機関	保険者
○保険者と審査支払機関の委託契約の締結、受領委任協定・契約の締結・改正	
○施術所情報の管理 ○被保険者情報の管理	○被保険者情報の管理
○支給申請書受付(オンライン請求) ・施術管理者から支給申請書を受付	
○システムによる事務点検 ・形式審査、内容審査、傾向審査、縦覧点検、突合点検等	
○柔整審査会 ・不適切な請求と疑われたものを重点的に審査 ・必要な場合は、患者照会、面接確認委員会 ・審査結果を決定	
○支給決定	
○療養費の支払い ・施術管理者に療養費を支払い	○療養費の支払い ・審査支払機関を通じて、施術管理者に療養費を支払い

(1) 施術管理者による療養費の請求先

○受領委任取扱規程

(申請書の送付)

27 施術管理者は、申請書を保険者等(注:保険者又は後期高齢者医療広域連合)毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、29により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は、施術管理者単位に保険者等毎に取りまとめ国民健康保険団体連合会へ送付すること。

(申請書の返戻)

28 保険者等又は国保連合会は、申請書の事前点検を行い、申請書に不備がある場合は、施術管理者に返戻すること。

(2) 審査支払機関の位置付け

○受領委任取扱規程

(柔整審査会の設置)

29 健保協会支部長は、全国健康保険協会管掌健康保険に係る申請書を審査するため、全国健康保険協会都道府県支部(以下「健保協会支部」という。)に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

ただし、船員保険に係る申請書の審査は、全国健康保険協会東京都支部に設置される柔道整復療養費審査委員会において実施すること。

都道府県知事は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国保連合会と協議の上、国保連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会(以下、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。)を設置させることができること。ただし、都道府県知事が国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、健保協会支部長と都道府県知事の協議により、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。

また、組管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任することができること。

(審査に必要な報告等)

30 健保協会支部長、国保連合会又は柔整審査会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師から報告等を徴することができること。

(守秘義務)

31 柔整審査会の審査委員又は審査委員の職にあった者は、申請書の審査に関して知得した柔道整復師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしてはならない。

(3) 保険者による支給決定や過誤調整の取扱い

○受領委任取扱規程

(療養費の支払い)

32 保険者等(健康保険組合を除く。)及び健保協会支部長に審査を委任している健康保険組合(以下「審査委任保険者等」という。)は、受領委任の取扱いに係る療養費の支払いを行う場合は、それぞれの審査委任保険者等が所在する都道府県の柔整審査会の審査を経ること。

33 保険者等による点検調査の結果、申請書を返戻する必要がある場合は、28と同様の取扱いによること。

34 審査委任保険者等は、点検調査の結果、請求内容に疑義がある場合は、健保協会支部長又は国保連合会にその旨を申し出ること。

- 35 保険者等は、療養費の支給を決定する際には、適宜、患者等に施術の内容及び回数等を照会して、施術の事実確認に努めること。また、柔整審査会の審査等を踏まえ、速やかに療養費の支給の適否を判断し処理すること。
 なお、保険者等が調査に基づき不支給等の決定を行う場合は、被保険者に不支給決定通知を行う等、不支給処理を適正に行うとともに、患者が施術者に施術料金を支払う必要がある場合は、保険者等は、適宜、当該患者に対して指導を行うこと。
- 36 施術管理者は、申請書の記載内容等について保険者等又は柔整審査会から照会を受けた場合は、的確に回答すること。
- 37 保険者等は、請求額に対する支給額の減額又は不支給等がある場合は、様式第8号又はそれに準ずる様式の書類を記入の上、申請書の写しを添えて、施術管理者へ送付すること。
- 38 保険者等は、申請書の支払機関欄に記載された支払機関に対して療養費を支払うこと。
 (再審査の申し出)
- 39 施術管理者は、保険者等の支給決定において、柔整審査会の審査内容に関し不服がある場合は、その理由を附した書面により、健康保険組合(健保協会支部長に審査を委任している場合に限る。)を經由して審査委任保険者等の所在地の健保協会支部長(船員保険に係るものにあつては、全国健康保険協会東京都支部長)又は国保連合会に対して再審査を申し出ることができること。
 なお、施術管理者は、再審査の申し出は早期に行うよう努めること。また、同一事項について、再度の再審査の申し出は、特別の事情がない限り認められないものであることを留意すること。
- 40 健保協会支部長又は国保連合会は、審査委任保険者等から請求内容に疑義がある旨及び施術管理者から再審査の申し出があつた場合は、柔整審査会に対して、再審査を行わせること。

(6) 地方厚生(支)局長及び都道府県知事の指導・監査の取扱い

○受領委任取扱規程

(指導・監査)

- 41 開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師は、厚生(支)局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。
- 42 開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師が関係法令若しくは通達又は本規程に違反した場合は、厚生(支)局長と都道府県知事はその是正等について指導を行うこと。
- 43 保険者等又は柔整審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合には、施術管理者に対して、領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求めることができること。
- 44 保険者等又は柔整審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたときは、当該施術所を管轄する厚生(支)局長又は都道府県知事に情報提供すること。その際、不正請求について客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの、あるいは、患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分(概ね10人の患者分あることが望ましい)あるものを優先して提供すること。

(廃止後の取扱い)

- 45 廃止された施術所の開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師は、受領委任の取扱いを行っていた期間の施術に関する帳簿及び書類については、施術所が廃止された後でも廃止後5年間は、地方厚生(支)局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関してこれらを検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。